

■KRYPTONITEロック使用における盗難見舞金制度について■

このたびは弊社取り扱いのKRYPTONITEロックをお買い求めいただき誠に有難うございます。
弊社ではKRYPTONITEロック購入のお客様がKRYPTONITEロックを使用されているにも関わらず愛車を盗難された場合の見舞金制度を設けております。対象商品をご購入頂き、見舞金制度にご加入頂いたお客様で、盗難が発生した場合に見舞金をお支払いいたします。見舞金支給規定、個人情報の取扱いに関する案内をよくお読みいただき、お申込みをお願いいたします。

■お申込み方法■

KRYPTONITE盗難見舞金制度加入申込書を弊社HPよりダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、ご購入時のレシート、インターネットでご購入の場合は注文書、納品書のコピーを同封いただき、岡商株式会社まで送付してください。
見舞金請求に必要な情報が含まれますので、発送前に前もって控えをご用意ください。
見舞金制度対象期間は見舞金制度加入申込書の消印日の翌日午前0時から1年間です。ただし見舞金制度対象のKRYPTONITEロックご購入日から30日以内にご投函されないと無効となります。また、ご購入時のレシート、インターネットでご購入の場合は注文書、納品書のコピー及びそれに代わる物が無い場合、無効となります。
※中古品をご購入されたお客様は対象外とさせていただきます。

盗難が発生した場合

万が一盗難にあわれた場合は速やかに下記の内容をご確認のうえ、岡田商事株式会社までご連絡ください。

- ①盗難発生の日時、場所

②盗難発生の原因、状況

③盗難を届け出た警察署名、盗難証明書、盗難届受理番号

④車両のメインキーの有無

⑤破壊されたKRYPTONITEロックの現品

⑥車検証または登録書(無い場合は廃車を証明するもの)

⑦別口契約の有無
- 岡田商事株式会社

105-0012

東京都港区芝大門1-3-7

TEL 03-5473-0371

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は団体は損害保険会社には本加入申込書に関する個人情報を提供し、損害保険会社は当該保険会社グループ各社に本加入申込書に関する個人情報を提供いたします。損害保険会社および当該損害保険会社グループ各社は、本加入申込書に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供ならびに他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。

団体保険加入依頼にあたり、加入保険会社および当該損害保険会社グループ各社が個人情報を下記①から⑤に記載の提供・利用の他、上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するために、個人情報を当該損害保険会社グループ内の他の保険会社と共同して利用すること
- ③契約締結または保険金・給付金支払いの判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の保険会社や社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ④損害保険会社と当該損害保険会社グループ各社との間または同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求等のために、個人情報を再保険会社等に提供すること

岡田商事(株)・KRYPTONITEロック購入者様に対する見舞金支給規定

(補償の概要)

- 第1条 岡田商事(株)(以下弊社とします。)は、弊社の販売する下記のKRYPTONITEロックの購入者様が商品購入後1年以内に見舞金制度加入申込書にご記入の原動機付自転車、自動二輪車(自転車、電動アシスト自転車、電動自転車を除く)に対し、以下の見舞金制度対象のKRYPTONITEロックを正しく取り付け付けた状態で盗難に遭った場合に購入者様に対して以下の見舞金をお支払いいたします。なお、盗難された車両に複数のKRYPTONITEロックを装着していた場合であっても個数に関係なく見舞金制度加入申込書に明記された車両1台あたりに弊社見舞金支給規定による見舞金をお支払いいたします。

KRYPTONITE ロック見舞金制度対象品及び原動機付自転車、自動二輪車1台あたりの見舞金	
セキュリティレベル	盗難見舞金
6 ～ 8	¥50,000
9 ～ 10	¥80,000

(購入者)

- 第2条 本規定における『購入者様』とは弊社の販売する上記のKRYPTONITEロックを購入し、商品同封の見舞金制度加入申込書に必要事項をご記入の上返信いただくことによりお客様登録された方といたします。ただし購入日、インターネットの場合注文日から30日以内にご投函されないと無効となります。

(見舞金制度対象期間及び支払対象の条件)

- 第3条 本規定における見舞金制度対象期間は、返送いただいた見舞金制度加入申込書の消印日の翌日午前0時から1年間とします。見舞金お支払いの対象となる条件は以下のとおりです。
1. 原動機付自転車、自動二輪車(自転車、電動アシスト自転車、電動自転車を除く)が盗難されても現場に破壊されたKRYPTONITEロックが現存する場合。

2. 警察署に盗難届が提出され、なおかつ引き続き30日以上盗難車両が発見できなかった場合。

3. 警察の盗難証明書、盗難された原動機付自転車または自動二輪車のメインキー、破壊されたKRYPTONITEロック本体、車検証または登録証(車検証又は登録書が無い場合は廃車を証明するもの)が同時に提出された場合に限りです。

4. 見舞金制度対象期間中は車両の入れ替えが可能ですので、その際はお手数ですが岡商株式会社までお知らせください。

(見舞金をお支払いしない場合)

- 第4条 次のような事由によって生じた車両の損害に対しては見舞金をお支払いいたしません。
1. 見舞金を受け取る方の故意、重過失による損害。

2. 見舞金を受け取る方と世帯を同じくする親族の故意による損害。

3. 戦争、天災、その他の変乱による損害。

4. 国、または公共団体の公権力の行使等による損害。

5. 所轄の警察に届け出が無い場合。

6. 破壊されたKRYPTONITEロックの現品の提出が無い場合。
(施錠されていてもバイク等まるとの盗難の場合には見舞金は支払われません。)

7. ご購入時のレシート及びそれに代わる物が無い場合。

(他の補償制度との関係)

- 第5条 本規定による見舞金のお支払いは、他の補償制度、保険等により支給される見舞金とは無関係に行うものとします。

2019年6月発行

お問い合わせ先

本制度の加入申込書の記入に関して

岡商株式会社

105-0012

東京都港区芝大門1-3-7

TEL 03-3459-8216

ご購入いただいた商品に関して

岡田商事株式会社 商事部

105-0012

東京都港区芝大門1-3-7

TEL 03-5473-0371